

医療保険の平成31年度保険料率について

1. これまでの議論の経緯

平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。(資料1-2の6頁～7頁参照)

平成31年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会では議論が進められた。

運営委員会における意見では、一部引き下げの意見もあったが、全体としては10%維持の意見であった。運営委員の主な意見は、平成30年12月19日の運営委員会に資料として提示。(資料1-3参照)

また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが9支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が18支部、引き下げるべきとの意見が6支部となっている。(資料1-2の19頁参照)

2. 協会としての対応

(1) 平均保険料率について

平成31年度の平均保険料率については、10%を維持する。

(2) 激変緩和率について

現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、8.6/10とすることを厚生労働省保険局長に要請した。

(3) 保険料率の変更時期について

平成31年4月納付分からとする。